平成２４年６月１３日役員会決定

平成２６年５月３０日一部改正

平成２６年６月２７日一部改正

平成２７年３月１８日一部改正

平成２８年１月２０日一部改正

平成２８年６月２４日一部改正

令和 ５ 年２月１５日一部改正

静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する

授業料免除に関する要項

　（趣旨）

第１　この要項は、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部、地域創造学環及びグローバル共創科学部（以下「学士課程」という。）並びに大学院人文社会科学研究科、大学院教育学研究科（共同教科開発学専攻を除く。）、大学院総合科学技術研究科情報学専攻、大学院総合科学技術研究科理学専攻、大学院総合科学技術研究科工学専攻、大学院総合科学技術研究科農学専攻及び山岳流域研究院（以下「修士課程等」という。）において、この要項に定める基準を満たす学生のうち特に優秀と認められる者に対して、更なる学修意欲の向上を図るとともに、学修成果を賞讃するため、静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則第１７条の規定に基づき、当該学生に係る授業料免除の特例について、必要な事項を定める。

　（授業料免除の特例対象者、その基準及び免除する授業料）

第２ 授業料免除の特例対象者、その基準及び免除する授業料は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 授業料免除の特例対象者 | 授業料免除の特例対象者の基準 | 免除する授業料 |
| 学士課程の第３学年の各１人 | Grade Point Averageの値が原則3.30以上であって、第２学年後学期までの既修得単位が62単位以上 | 第３学年の前学期分の授業料の全額 |
| 学士課程（地域創造学環を除く。）の第４学年の各１人 | Grade Point Averageの値が原則3.30以上であって、第４学年前学期までの既修得単位が108単位以上 | 第４学年の後学期分の授業料の全額 |
| 修士課程等（大学院総合科学技術研究科工学専攻及び山岳流域研究院を除く。）の第２学年の各２人 | 研究業績が顕著又は第２学年前学期までの成績が優秀 | 第２学年の後学期分の授業料の全額 |
| 大学院総合科学技術研究科工学専攻の第２学年の４人 | 研究業績が顕著又は第２学年前学期までの成績が優秀 | 第２学年の後学期分の授業料の全額 |
| 山岳流域研究院の第２学年の１人 | 研究業績が顕著又は第２学年前学期までの成績が優秀 | 第２学年の後学期分の授業料の全額 |

　（授業料免除の特例対象者の選考）

第３　学部長、地域創造学環長、研究科長及び山岳流域研究院長は、授業料免除の特例対象者の選考のため、第２に規定する基準を満たし、特に優秀な人物と認められる者を学長に推薦する。

２ 学長は、全学学生委員会の議を経て、授業料免除の特例対象者を決定する。

　（特例等）

第４　第２及び第３に規定するもののほか、学長は、役員会の議を経て、戦略的な大学運営を図るため、特に必要と認める場合には、特定の者若干人の授業料半期分の全額を免除することができる。

　　　附　則

１　この要項は、平成２４年６月１３日から実施し、平成２４年４月１日から適用する。

２　人文学部に在学する者については、第１に「人文社会科学部」とあるのは、「人文学部」と読み替えるものとする。

附　則

　この要項は、平成２６年６月１日から実施する。

　　　附　則

　この要項は、平成２６年６月２７日から実施し、平成２６年４月１日から適用する。

　　　附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２７年３月３１日より引き続き静岡大学大学院情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科に在学する者については、この規則による改正後の静岡大学学士課程及び大学院修士課程等の成績優秀者に対する授業料免除に関する要項第２の規定による最上位学年に含まれるものとする。

附　則

　この要項は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

　この要項は、平成２９年４月１日から実施する。

附　則

この要項は、令和５年４月１日から実施する。